

教育・保育給付認定及び特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用に関する確認同意書

児童氏名	生年月日	年	月	日	学齢	歳児
------	------	---	---	---	----	----

教育・保育給付認定(変更)申請および、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業(以下、特定教育・保育施設等という)の利用申込にあたり、下記内容を確認し同意の上、チェックとご署名ください(太枠内)。
なお、保育所等とは、保育所、認定こども園(保育園機能)、小規模保育、家庭的保育のことをいう。

【1】「保育所等入園のご案内」「幼稚園入園のご案内」について(市内施設利用希望者のみ)		チェック
1	「保育所等入園のご案内」または「幼稚園入園のご案内」の内容を確認し了承の上、入園を申込みました。	☐
【2】入所調整について		チェック
1	希望者が受入数を上回った場合、下記の方法によって調整を実施します。特定教育・保育施設等の受入状況により、入園ができずお待ちいただくことがあります。 ＜R8年4月度保育所等入所希望者(受付期間内受付者のみ)＞:第1希望園で調整。希望者が受入数を上回る場合、「高浜市保育所入所判定基準」に基づき母親(父子世帯は父親)の保育を必要とする証明書(面接時(理由がある場合10月31日まで)に提出のものに限る)及び世帯状況等により指数判定し点数順に入所案内します。 ＜R8年5月度以降保育所等・公立幼稚園の入所希望者及び受付期間外受付者＞:希望園が受入可能になれば、入園申込書受付日順かつ入園希望月の早い方順に入所案内します。	☐
【3】個人情報等の取扱いについて		チェック
1	教育・保育給付認定の確認審査および特定教育・保育施設等の利用調整並びに児童一人一人の発達に応じた教育・保育の実施や支援のために、保護者及び児童と生計同一世帯員の住民基本台帳・福祉関係情報(生活保護、障害者手帳、児童扶養手当、児童手当の受給情報など)、検診・健康診断票等の情報等の個人情報について、連携機関(※)から資料を取得することがあります。また、連携機関(※)からの求めに応じ、必要に応じ資料を提供することがあります。	☐
2	子ども・子育て支援法第16条に基づき、保護者や扶養義務者(原則は父及び母、保護者が住民税非課税の場合は同居の祖父母の所得の高い方)の市区町村民税等を連携機関(※)から取得することがあります。また、その情報に基づき決定した認定情報や利用者負担額、副食費免除の有無について、特定教育・保育施設等に対して提供することがあります。	☐
3	特定教育・保育施設等の利用調整並びに教育・保育実施のため、入園申込に際して高浜市に提出した書類(入園申込書(または入園願書)、施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定(変更)申請書、保育を必要とする証明書(就労証明書等)、入園申込児童調査表、保育利用時間調査表、教育・保育給付認定および特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用に関する確認同意書)等について、入所希望の特定教育・保育施設等に情報提供することがあります。	☐
【4】マイナンバーによる情報連携		チェック
1	教育・保育給付認定の確認審査及び、適正な保育料保護者負担金の算定、または副食費免除の判定のため、個人番号(マイナンバー)等により以下の連携機関(※)から必要な個人情報(住民基本台帳、市区町村民税の賦課徴収情報及び福祉関係情等)を取得することがあります。 なお、本項目に同意がない場合及び、入所時に高浜市に住民登録がない保護者は、市区町村民税課税証明書や(海外在住者のみ)所得証明書等の収入のわかるものを添付してください。	☐

連携機関(※)の例(他市区町村を含む) 教育委員会(学校経営G)、市民窓口G、税務G、地域福祉G、介護障害G、福祉まるごとG、健康推進G、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園・公立幼稚園)、特定地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育)、みどり学園など)

(署名欄)

(宛先) 高浜市長 ・ 高浜市教育委員会

教育・保育給付認定および特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用にあたり、以上の事項について同意します。

※ひとり親世帯以外は父母ともに、自署ください

続柄	氏名(自署)	確認日	令和7年1月1日時点の住所
保護者 父		年 月 日	都道府県 市町村
保護者 母		年 月 日	都道府県 市町村
同居祖父		年 月 日	都道府県 市町村
同居祖母		年 月 日	都道府県 市町村